九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

上五島キリシタンの家族分封

内藤, 莞爾

https://doi.org/10.15017/2328692

出版情報：哲學年報. 33, pp.35-90, 1974-03-30. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

上五島キリシタンの家族分封

内藤莞爾

はじめに

長崎県下には、カトリック教徒や「隠れキリシタン」など、いうなればキリスト教系の人たちがたくさん住んでいる。しかもこれらは、都市のクリスチャンのように、散在している住民ではない。禁教令以来の伝統を担って、多くはこれらの人たちだけの集落を形成して、農漁業に従っている点は、きわめて特徴的だということができる。そしてその信仰や生活の諸方面については、すでにいろいろな研究や報告がなされているが、かれらの家族慣行、とりわけ相続や分家など、いわゆる家族動態の点も、識者のあいだでは、早くから注目されてきた。(1) それはこれらの慣行が、通日本的なそれと大きく違っているためであるが、われわれもまた先年、黒島（現在、佐世保市）と中通島の青砂ヶ浦（南松浦郡上五島町）とについて、その実態を報告するところがあった。(2) ただこの二地点は、いずれもカトリック部落である。それで本稿は、これらの延長とみることもできる。というのは、今回の対象地はカトリック部落ではない。

いわゆる「隠れキリシタン」の系統に属している。[3] またこの部落は、いま述べた青砂ヶ浦に隣接している。それからかれらの原住地は、これも青砂ヶ浦の住民と同様、本土の外海地方（西彼杵郡）であった。つまりかれらも、近世の末期、いわゆる居付農民としてこの離島に移住してきた。したがってこの両者は、じゅうぶん比較・対照に耐える条件をそなえている。とくに明治以降の復活キリシタン（青砂ヶ浦）と潜伏キリシタン（対象部落）という差異が族制上になにか影響を及ぼしているかどうか、これはかなり興味ある問題としてよいであろう。しかしこの課題は、のちに残さざるをえない。紙幅の関係もあるけれども、いまこれにこたえるだけの資料を欠いているからである。当面、モノグラフとして提示するゆえんである。[4]

(1) たとえば久保 清・橋浦泰雄『五島民俗図誌』昭和九年、瀬川清子「五島雑記」（『旅と伝説』九巻一一号）、井之口章次「肥前宇久島」（『民間伝承』一五巻四号）、竹田旦『民俗慣行としての隠居の研究』昭和三九年、同『「家」をめぐる民俗研究』昭和四五年、等々。

(2) 拙稿「カトリック家族の相続慣行―長崎県黒島―」（『九州文化史研究所紀要』第一三号）、同「カトリック島の相続慣行―長崎県黒島の末子相続―」（『宗教研究』一九五号）、拙著『五島カトリックの家族分封』昭和四五年、同『末子相続の研究』昭和四八年。

(3)「隠れキリシタン」（Hidden Christian, Crypto-Christian）というのは、外部からの公称であって、かれら自身は「古キリシタン」、「旧キリシタン」（平戸・生月）、「納戸神」（生月町館浦）、「むかしキリシタン」、「離れ」（外海）、「古帳」、「元帳」（五島）などと呼んでいる（片岡弥吉『かくれキリシタン―歴史と民俗―』NHKブックス56、一七―二〇頁）。対象部落では葬儀を神道祭でおこなう関係で、「神道祭」のことばが用いられる。しかし神道祭をおこなうのは、これらの人々だけではないので、かれらの信仰やかれら自身を呼ぶのに適当とは思えない。本稿ではたんに「キリシタン」とし、「カトリック」と区別するにとどめた。なお「潜伏キリシタン」と呼ぶむきもあるけれども（田北耕也『昭和の潜伏キリシタン㈡』昭和四八年）、しかしこのことばを禁教令から解教令までのキリシタン全体を指すものとする立場もある。

(4) この調査事業は、昭和四五年春、筆者と土居平（現在、九州大学医療技術短期大学部）とによる予備調査を経て、同年夏の本調査に移された。この本調査には野口英子（現在、筑紫女学園短期大学）、瓦井治代（現在、岩国短期大学）、坂本喜久雄（現在、九大大学院博士課程）、筆者の次女・明代（津田塾大学学生）が参加した。そして昭和四八年夏の補足調査（筆者・土居・坂本）によって、いちおうのまとめをえた。なお資料の集計・整理には三浦典子（現在、九大大学院修士課程）の協力をえた。

一　地域の概況

対象としたのは、南松浦郡新魚目町（うおのめ）の上小串（こぐし）・上立串（たてぐし）の二部落である。新魚目町は、昭和三一年、魚目村と北魚目村との合併によってなったが、上記の二部落は北魚目村に属していた。なお旧藩時代の所属は、福江（五島）藩の支藩である冨江領（三、〇〇〇石）であり、小串郷・立串郷の一部であった。表1のように当町は戸数約二、〇〇〇、

表 1　新魚目町部落別戸口
（昭46・3）

部落	戸	人口
浦桑	226	1,029
榎津	268	1,032
丸尾*	211	1,064
似首*	158	773
小串*	239	946
大浦*	14	84
上小串**	66	312
曽根	53	240
曽根一*	73	457
曽根二*	39	214
立串	189	748
上立串**	37	182
小瀬良	26	94
上小瀬良	27	132
大水	19	145
大瀬良**	32	175
江袋*	30	211
赤波江*	23	148
仲知*	69	341
一本松	22	123
竹谷*	24	132
米山*	72	371
津和崎	87	393
計	2,004	9,346

人口九、三〇〇ほどを数えるが、最盛期の昭和三五年には、戸数二、一〇〇弱、人口一一、〇〇〇弱を記録していた。したがってこの一〇年ほどのあいだで、戸数で一〇〇戸、人口で一、五〇〇人ほどを減じたことになる。そしてこれが二三の部落に分かれる。表中、＊がカトリック部落、＊＊がキリシタン部落である。このうち全戸あるいはほとんどがカトリックというのは、大浦・曽根一・曽根二・江袋・赤波江・仲知（ちゅうち）・竹山・米山（こめやま）の八部落で、丸尾は山つきのほうだけがカトリック、似首（にたくび）は少数がカトリック、大瀬良は二割程度のカトリックを含んでいる。またキリシ

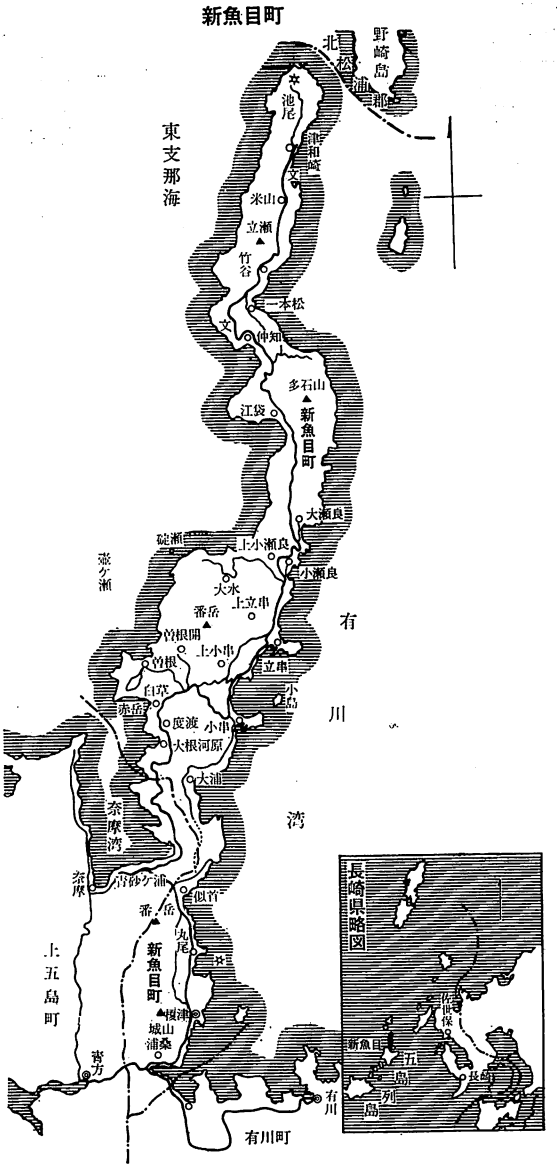

タンは、上小串・上立串・大瀬良の三部落に住んでいるが、しかしいま述べたように、大瀬良ではキリシタンとカトリックとが共住していることになる。[1] 地図にみるように、当町は南北三〇キロにわたる半島から成り、東西はいちばん広いところでも一・六キロにしかならない。しかも番岳（四四二米）・多石山（三六二米）などの急峻がそびえている。平地は海岸線にも、ほとんどない。

（1）大瀬良を調査地から除いたのも、この共住という事実からである。

対象とした二部落は、有川湾に面し、この半島のほぼなかほどに位置している。役場のある榎津からは、舟運の便はあるが、陸路によるといったん町域を出て、さきに述べた青砂ヶ浦を通らなくはならない。上小串・上立串の名からもわかるように、この二部落の民家は、それぞれ海岸の小串・立串から急坂を登った山腹に点散している。集落などといえるものではなく、なかには稜線近くまではいあがった家もみられる。諸書に記されているように、寛政年間、大村・五島両藩のあいだで、いわゆる「人送り」の協定が結ばれた。そして外海地方のキリシタン農民が集団的にまたは個々に渡海してきて、五島の島々に住みついた。五島は「地広く人少なくして、山林未だ開けざる」（『公譜別録拾遺』）ための「人送り」であったが、ただ経営ペースに乗れる平地や開田可能な土地は、すでに島民すなわち地下（じげ）の人たちによって先取されている。移住者たちは、労多くして稔りの少ない山を拓いて、段々畑をつくらなければならなかった。またかたわら漁業にも従わざるをえなかった。幕末の開国と維新をむかえての禁教令の廃止、そうした動きのなかで、潜伏キリシタンには地元民による弾圧が続けられた。そしてその多くは公教（カトリック）に復帰したにもかかわらず、一部は二〇〇年にわたって土俗化したキリシタンの伝統を守っているわけである。[1] 対象部落について

いえば、すぐ隣接して曽根の教会がそびえているが、しかし潜伏時代には、いずれも同じ信仰を守っていた。それが別の道を歩むことになったのである。

(1) 浦川和三郎『五島キリシタン史』昭和二六年、第二編。古野清人『隠れキリシタン』昭和三四年、第六章。

信仰の点は、また別に触れることにして、地域の概況に戻ることにしたい。まず当町の地目構成は、表2のとおりである。すなわち山林・原野が三分の二を占め、平地はほとんどない、といったさきの記述が数字的にも裏づけられる。また田・畑の比率は、田一、畑九に近く、畑作村という性格は動かない。しかし農村というには、その内容があまりに貧弱で、二〇アール以下の農家が実に八割を占める（表3）。専業農家は一戸もなく、第二種兼業が九割以上に当たる。しかもこうした状態は、最近の動きによるものではない。大正六年刊行の『北魚目郷土誌』によると、当時にあっても専業農家はみられず、一戸当たりの平均反別は四反一畝と記している。それで作物は、伝統的にイモ・ム

表2　地目構成

	面積 (km²)	%
田	0.44	1.7
畑	3.39	13.0
山林	17.00	65.1
原野	0.22	0.8
宅地	0.40	1.5
その他	4.64	17.9
計	26.09	100.0

表3　農家構成

	面積 (a)	%
～10	400	33.3
10～20	567	47.2
20～50	172	14.3
50～	62	5.2
計	1,201	100.0

表4　労働力構成

	%
農林	43.0
水産	33.9
製造建設	7.6
卸小売	5.0
サービス	6.5
その他	4.0
計	100.0

ギを主体としてきたが、イモ（アルコール用）はここ一〇年間、価格は横ばい、ムギはとても採算にあわない。それで裏作は、田畑ともほとんど全面放棄、畑作も便利な地点にかぎられ、段々畑はまず休耕とみることができる。経営農家の体質でないので、農業は以前から女性化がはげしく、一〇年前の統計で農業労働力は、男一、女三の比率をしめしていた。しかし最近は、これにさらに老齢化が加わってきた。日雇に出れば、男二、〇〇〇円、女一、二〇〇円という相場では、現状打破の見込はまずない、といってよいであろう。畜産（五島牛）も農業生産額の六％を占めるにすぎず、みかんは試作程度、養蚕は五島全体ではブームの観を呈しているが、ここは気象関係もあって、導入のきざしがみられない。そ菜の伸びが注目される程度である。

それで労働力の点では、農林業（四三％）には劣るけれども、当町の主産業は水産業（三三％）ということになってくる（表4）。事実、四五年度の実績で、農業生産一億六千万円に対して、漁業生産は五億四千万円を記録している。漁協は北魚目漁協（立串以北）・北魚目第一漁協（小串）・魚目漁協（旧魚目村）の三漁協を数えるが、中心は共同経営の定置網に置かれている（表5）。すなわち水揚高の八割は、この定置網によって占められる。もともと有川湾は、捕鯨・イルカ漁をもって知られ、これとならんでマグロ大敷網がさかんであった。藩政期、捕鯨の運上金は五〇〇両に達したといわれる。[1] また明治以降、ブリ大尽として著名な日向の日高氏が定置網を張ったのも、この魚目の地であった。北魚目第一漁協の場合、

表5　水揚高（昭45）

	生産額（千円）	%
まき網	48,000	8.7
刺網	835	0.2
定置網	436,843	79.4
延縄・一本づり	41,119	7.5
その他	12,108	2.2
採貝	11,028	2.0
計	549,932	100

ここでは大型三統、小型九統が数えられる。漁獲物は時期によってちがってくるが、初冬から春さきまでのブリ漁が中心となっている。一日で六、〇〇〇万円の水揚を記録したこともあったという。定置のほかは、まき網・延縄などであるが、いずれにしても沿岸漁業の域を出るものではない。一本づりの小漁師も、三〇〇人以上数えられる。というわけで漁船も五トン未満のものがほとんど（一五一艘）で、これに船外機付一〇〇艘、無動力船二二〇艘というわけで、地付漁業の性格が濃厚である。

（1）西村次彦『五島魚目郷土誌』昭和四二年。

けれども新魚目町の漁業は、以上につきるものではない。以西底曳網を柱としたアグリ船への雇われ漁夫がそれである。奈良尾や平戸の漁船を主としていたが、東シナ海の漁業規制がきびしくなってからは、千葉県（銚子）の船に乗り、北海道から三陸方面まで出漁するものもふえてきた。漁業会社から役場に提出される給与所得票などによると、その数九〇〇人ぐらいが推定される。給与は固定給に歩合を加味したもので、月によって異なるが、中学卒で月に五万円から六万円、したがって、平均して一〇〇万円は固いといわれる。とすればこれらサラリーマン漁夫の収入は、地元の水揚額を抜くとともに、貧村にもかかわらず町財政および町民経済を大きく支えていることになる。われわれの対象世帯のうちにも、こうした遠洋出漁の漁夫を多く含んでいる。これらの漁夫は、漁場が東シナ海を海域とした場合は、満月の日をはさんで五、六日ぐらい村に帰ってくる。なおアグリ網は、高齢になるまで船に乗ることができない。それで一概に言うことはできないが、アグリ網をやめてから、地元の定置網や小漁師に転ずる、という傾向もみられる。

二　旧慣の検出

地域の実態については、また折に触れることにして、早速、われわれの問題に入ることにしたい。はじめに旧慣の検出である。といって当地は、宗門帳をはじめ、参考となる藩政期の資料を欠いている。わずかに残されているのは明治初年の旧戸籍だけである。明治一三年五月、北魚目村外一村戸長役場調製の「戸籍帳」であるが、このうち「津和崎郷」と「立串郷」の二本をみると、絶対数としては長男相続が多い。しかしこれらが果して長子家督の線に沿っていたかどうかは、戸籍簿のうえからは判定できない。しかしどうやらこの線からは逸脱していると思われる事例も、かなり現われてくる。

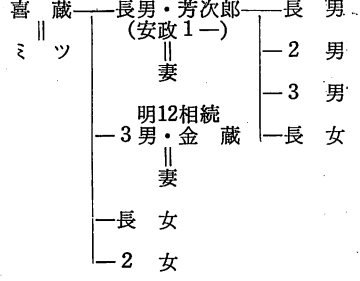

まず長男の分家と出養子とである。島本家（以下、假名）は、津和崎郷の居住戸であるが、親は長男の芳次郎を分家（年次不詳）して、三男の金蔵にかかった。次男の所在は不明である。ところで長男と三男とのあいだは、一一歳も開いている。しかも金蔵は相続時、まだ成年に達せず、また結婚もしていない。とても文字どおりの相続とは思えない。おそらく父がそのまま宰配をふるっていたものと推定される。にしても金蔵の下には弟がいないので、これは形のうえでは末子相続ということになってくる。次は長男の出養子である。この山田家は立串郷の居住戸であるが、五郎市の跡は十吉が継いだ。しかしこの十吉は長男

ではない。というのは同郷の松下家のところをみると、

実父　山田五郎市長男

養父　松下庄八亡

戸主　松下四郎八

天保十四年三月一日生

と記されているからである。十吉の続柄については記述を欠いているが、出生年からしてあきらかに四郎八の弟である。

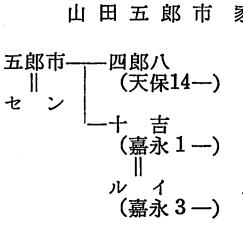

けれども次の諸例は、これらと分封のスタイルを別にしている。

真浦清次郎家（津和崎郷）がそれである。当家の家族構成は、記載のかぎりでは、別図のようになる。長男・岩五郎は元治元年、父・清次郎の跡を継いだ。清次郎の歳は不明であるが、当年、岩五郎は二八歳であった。ところがそれから七年たって、父の清次郎が隠居する。「明治六年十二月十二日、九百七拾五番戸ヨリ隠居後分家ス」と記される。そしてこのとき次男・又助を連れて出た。もっとも又助と兄・岩五郎とのあいだは、一七歳も開いている。又助が次男だったかどうかも疑問である。そしてこの又助が、これまた明治九年に「相続」する。又助、二三歳のときである。なお別図中、又助の妻子は戸籍調製後の結

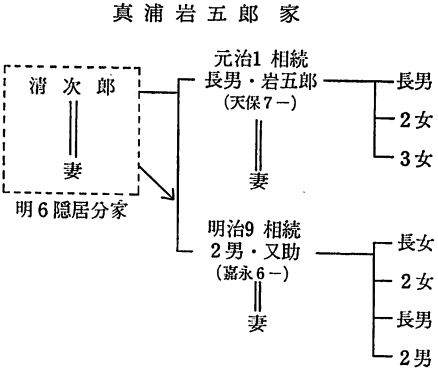

婚・出生によるものである。が、ともかくこれは隠居分家の姿であり、またこの隠居家にも「相続」がありえたことになる。

同じような例は、立串郷でもかなりみることができる。たとえば柴田丈三郎の父・十吉（文政一二年生）は、「明治十六年四月十四日丙八百参番戸へ隠居後分家」した。そして十吉の条には、妻・ミツと並んで「嗣子五男柴田源三郎」（明治一三年生）と記される。源三郎が本当の五男だったか、年齢の点から疑問とせざるをえないが、ただ隠居家が「嗣子」を持った点は、さきの真浦家と同じである。同郷の福田甚太郎の父・伝十（文化一四年生）は、「明治十五年四月二十七日　八百拾番戸福田甚太郎籍ヨリ隠居後別家ニ付送籍」となった。山田元吉は父・三次郎の三男であるが、三次郎とその妻、つまり両親はこの元吉と同居している。ところで、これが長男・次男に事故があっての同居なら、はなしは別である。しかしそうではない。元吉の条には、「十年八月五日分家　当村弐百五拾壱番戸ヲ分ケ、十七年五月十五日当村八百五拾番戸ヨリ編入」とある。どうやら隠居分家の形としてよいであろう。

しかしこうした隠居家の「嗣子」のうちには、これを当時の「兵隊のがれ」に利用したふしもみられる。吉田金蔵家（立串郷）がそれである。すなわち、金蔵とその妻とは、明治一四年一〇月二七日、「隠居シ二男留五郎籍ニ入」った。金蔵五二歳、長男・与五郎二一歳のときである（別図参照）。ところがこの隠

吉田金蔵家

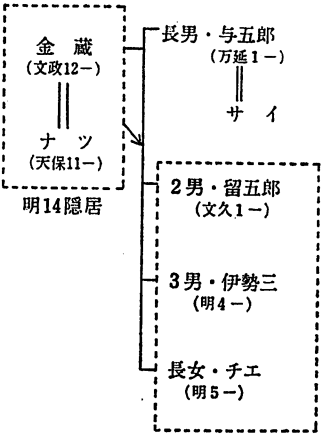

居は、夫婦だけの隠居ではない。三男・伊勢三と娘チエの条には、「兄留五郎籍ニ父母ト共ニ出ル」と記される。あきらかに隠居分家である。しかし留五郎は当時一九歳、しかも独身である。「分家禁止令」（明治一一年発令）の関係で、留五郎の分家はまだできない。ただ五〇歳以上の父親が隠居すれば、その嗣子は免役に持込むことができる。そして普通の隠居ならば、この免役は長男の与五郎に適用される。しかし隠居分家も一戸として認められれば、次男の留五郎もこの隠居家の嗣子として、同じく免役の恩典に浴すことができる。果してそのとおりであったかどうか、この点は不明であるが、ただその気配がないわけでもない。というのは翌一七年三月、三男・伊勢三は兄・与五郎の養嗣子となり、次いで戸主となっているからである。つまり父親は、三男の「兵隊のがれ」まで考えた（らしい）。一六年になされた徴兵令の改正では、「免役」はすべて「猶予」に改められた。そしてこの「猶予」に当たるのは、六〇歳以上の戸主の跡とり、不具廃疾の戸主の跡とり、それに現戸主の三者にしぼられることになった。伊勢三を救うには、戸主になるよりほかはない。こうして長男の与五郎は、二四歳の若さで隠居（？）することになった。だから以上の戸籍記載が、そのまま事実を伝えているかどうかは、保証のかぎりではない。しかし隠居分家という慣行があって、これを徴兵令という新しい事態に利用した。そのへんまではいえるであろう。

そこで以上の諸例からすると、戸籍上は長男相続が絶対数としては多いにもかかわらず、これによってすべてが蔽われているとみることはできない。末子相続式の慣行も、また隠居分家式のそれもおこなわれているからである。それだけではない。子どもには扶養されない、完全隠居らしいものも現われてくる。一例を挙げれば、柴田勇平は、明治一六年、せがれ清助の相続とともに「隠居」した。勇平五六歳、清助二九歳で、清助にはすでに当歳の男子があっ

た。ところが翌一七年一月には、勇平と妻・ヒデとは、「乙八百七拾九番戸へ転住ニ付送籍」となっている。隠居してから半年後のことである。清助に弟がいたら、隠居分家となったかもしれないが、この場合は完全隠居とみてよいであろう。

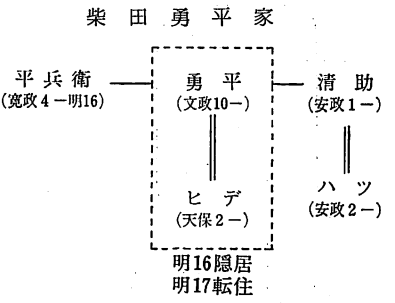

引用した明治初年の戸籍には、むろん宗教関係の記載はない。したがって以上の諸例について、信仰別の識別はできない。ただ現在の姓氏からすれば、吉田家を別にして、他は地下(じげ)の居住戸のように推測される。われわれは調査中、地下は長子家督で、これから逸脱した慣行は居付の人たちだけ、といった回答に接することが多かった。また現住戸から聴取した実例からも、地下にはいちおう長男相続の線を確かめることができた。にもかかわらず、明治初年の戸籍にもとづくかぎり、長男相続からの逸脱は、居付の人たちだけではない。むしろ地域全体の傾向といった印象が強い。

三　資料整理の仕方

ところでわれわれの課題は、こうした過去の究明・復元にあるのではない。分析は、現住キリシタン家族の分封の姿に向けられる。そしてこのさい分析の仕方としては、われわれが青砂ヶ浦でとったのと同じものを用いることにした。将来、両地点を比較するような場合、このほうが便宜だと考えたからであった。それでこの仕方を再録すると、次のようである。

すなわち本調査では、親子関係というセットを構成した。そしてこのセットは、次の条件のものにかぎって構成し、それに該当しないものは除外した。

(1)　子の側に兄弟がある。したがってひとり子、または子が姉妹ばかりの場合は、これをとらない。

(2)　この複数男子のうち少なくとも一人は相続・分家などの家行為をおこなっている。だから複数男子がいても、これらがみな未婚の場合はセットから外される。親がまだ若い核家族が、ほぼこれに該当する。

(3)　このセットの構成員のうち、当該家行為の当事者の少なくとも一人（親を含む）が在村している。だから全部が離村し、あるいは死にたえた場合は、対象とならない。

それでこの聴取の相手方は、当事者ならば、だれでもよい。親であろうと、子であろうとかまわない。また特定の一人にかぎらない。しかし実際の被問者は、多く在村の世帯主またはその父（隠居）ということになってくる。ただ

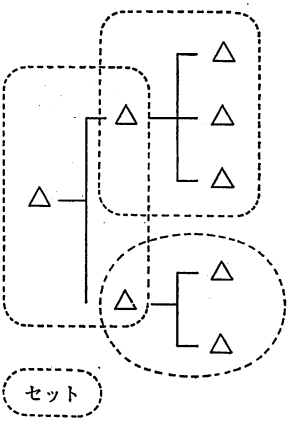

以上の規定からすれば、もうひとつさかのぼった親子関係の場合も出てくる。父と祖父とのあいだの親子関係である。そしてこれがさきの(1)から(3)までの条件に該当していれば、この親子関係も有効なセットとなってくる（別図参照）。しかしこうしたセットは、当然、その数が少なくなる。とともに、本調査では戸籍の照合を不可欠としている。したがって溯及には、おのずからその限度があった。

ところで、このようにやや異例の措置に出たのは、ほかでもない。隠居

分家型を含むことが考えられる以上、こうした措置に出ざるをえない、と判断したからであった。なおこのことは、末子相続型を分析する場合と対照すれば、ある程度、了解されるであろう。末子相続型の場合、われわれは「相続」の指標として、これまで(1)家屋敷の継承、(2)位牌の授受、(3)老後の扶養の三点をとりあげてきた。またこれに(4)隠居分の継承を加えることもあった。ただ末子相続といっても、跡とりは末子になるとはかぎらない。むしろ続柄にはこだわらないのが、本来の姿である。しかしこの三ないし四の指標は、ほとんどの場合、同一人に帰着した。というわけで在住戸の分類にあっては、かなりたやすく「相続戸」と「分家」とを類別することができた。つまりこれらを継承したのが「相続戸」、そうでないのが「分家」である。それで面接は、特別の場合を除いて、この「相続戸」の戸主に対しておこなわれた。なおこの類別がたやすかったのは、だいたい末子相続では、親と相続人とはずっと本家(もといえ)を動かない。だから相続人は居たままで家屋敷を継ぐし、位牌もこの本家に安置されている。また相続人が動かないから、かれは当然、老親の扶養者ということになってくる。扶養の実績があるので、隠居分は問題なく、かれの所有に帰することになる。

しかし隠居分家の場合は、こうした同一人への帰着ができない。むしろ分散の傾向をとってくる。なるほど長男は家屋敷を受けついだ。けれども親たちは、その家を出るので、かれが扶養者になるとはかぎらない。もっとも複式隠居分家になると、親は晩年になると、長男のところに戻るといわれる。だからこの場合には、長男は扶養者になるだろうが、しかし終始同居したあげくの扶養者とは、おのずから区別されるであろう。また単式隠居分家のあげく、隠居世帯を構えれば、これは完全隠居ということになって、この場合には扶養者を欠くか、兄弟中の共同扶養ということになってくる。それから隠居分家の結果、親は末子家でその生涯を閉じる、とする報告も多い。とすればここでは、

家屋敷は長男、扶養は末子ということになる。要するに家屋敷の継承と扶養とは、かならずしも結びつかない。なお位牌は、カトリックの場合には、これが無い。それから一部のキリシタンのように、位牌が親とともに転々することになると、その行方についても予断を許さない。また隠居分であるが、これまでの諸調査でも、これがかならずあるとはかぎらなかった。だから指標としての妥当性が、問題となってくる。というわけで無理に「相続戸」を確定して、これを対象戸とするよりは、むしろ前述のように、親子のセットを設定する。そしてこのセットのなかで家族分封のプロセスをさぐってみる。そのほうがふさわしい、と考えたわけである。

だがそれにしても、なにか類型化して、このプロセスの跡を追わなくてはならない。いやこのプロセスに則して、類型化することが望ましい。こうしてわずかに残された指標として、われわれは家屋敷の授受に注目してみた。そしてこの手続は、次の二段がまえとなってくる（表6）。基本的には、本表のように三類型になると思うが、これに第二段のプロセスが考えられてくる。まずAの場合、次三男以下は新居をつくって出るので、これには問題はない。しかしBと2.とでは、この次三男をどう分封するかが検討されなくはならない。というのはまずBの場合、次男が成人したあと、現在の家をもらって親たちが新居をつくって出れば、これは長男の場合と同じである。そしてこのやり方を三男以下にも及ぼせば、分封の仕方としての一貫性が認められる。けれども次男に新居を与えて、親たちがそのまま居残るケースも考えられる。なお三男以下にも、旧屋を与えるか、それとも新居をつくるか、の二つの場合が出てくる。要するに長男に対してとった措置が、次三男以下には一貫しない例である。なお同様な事態は、2.においてもおこりうる。すなわち長男に新居を与えて、次男以下にも同じ措置に出れば、そこには一貫性が認められる。しかし次

表6　類型化の指標

1.	長男が家の継承者であった。
	A. 親がそのままこの家に同居した。
	B. 親が別の家に家族をともなって別居した。
2.	C. 長男が家屋敷の継承者ではなかった。

表7　分封の類型化

A. 長子相続型	一貫型
B. 隠居分家型	
C. 末子相続型	
D. 混合型（長男旧居）	非一貫型
E. 混合型（長男新居）	
F. その他	一

男にいまいる家をやって、親たちが出ることも考えられる。三男以下にも、こうした二つの道がひらけてくる。つまり一貫性を欠いた場合である。

こうしてわれわれは、次のように類型化してみた（表7）。それでBとDとでは、長男に本家を与えたという点で、スタート台では一致する。しかしその後のプロセスで、一貫性をもつのがB、もたないのがDということになる。なおこのDの場合、次男以下にはそれぞれ二つの道がひらけているので、この組合せによって、プロセスの内容は、さらに複雑なものとなってくる。が、この内容はあえて無視して、長男とはちがった措置をとった場合を混合型Dとして一括した。このBとDとに対して、CとEとにあっては、長男に新居を与えた。この点では、一致してくる。そしてCでは、この長男への措置と同じものが、次男以下にも及ぼされる。ところがEでは、この一貫性を欠いてくる。またFは、その他の場合を予想しての設定であった。

なおこの類型化とクロスさせて、親と最終的に同居した子どもについても、これを分類してみた。この同居者は、おそらく老後の扶養者と読みかえてもよい。しかし完全隠居が実現すれば、この扶養者という表現は、かなり微妙な

ものとなってくる。それで最終の同居者ということばで整理すれば、そのあるものとないものとに二大別される。ないものとは、いま述べた完全隠居の場合である。また分封行為の完了前に親たちが死亡すれば、最終の同居ということ自体が成立しない。なお最終の同居者のいる場合は、これを従来の手法にしたがって、長子・仲兄・末子の三者に区別した。ただ最終の同居者なので、分封行為がまだ末子にまで及ばず、いわば進行中・継続中のセットについては、続柄別の分類はできないわけである。(1)

(1) 以上、資料整理の仕方については、前掲『五島カトリックの家族分封』四八―五三頁参照。

四　分封型の分類

そこで以上のような整理の仕方に沿って、調査結果をしめすことになるが、ただそのまえにセットに到達するまでの過程について、簡単に述べておくことにしたい。調査当時、上小串は六六戸、上立串は三五戸、計一〇一戸を数えた。その姓別の分類は、表8のとおりである。すなわち三二姓の多きにのぼるが、しかし二戸以上の姓だけだと、一三姓にかぎられる。このうち最多姓の宇野（一七戸）は、両部落にまたがるけれども、同じく両部落にわたるのは大瀬良（八戸）、夫津木（六戸）、船倉（五戸）、山口（二戸）だけである。他は、どちらかの部落にかぎられる。そこでこの一〇一戸のうち、いわゆる「対象外」を除くと、上小串三八戸、上立串二五戸、計六三戸が残される（表9参照）。「対象外」のうち、「ひとり子・養子」は、さきの(1)、「非該当」は(2)に当たり、「非本籍」は転入戸で、住民と家関係をもたない世帯のことである。ところでこの残票六三戸は、さらに四一のセットに整理される。これがわれわれの対

象となるのであるが、このうち上小串八、上立串の二、計一〇セットは、調査不能に終わった。不能票のうち、三セットは面接をおこなったが、要領をえないため、整理段階で不能に落したものであるが、他の七セットは面接すべき対象者を欠いた事例である。われわれのいう当事者が遠洋に出漁中のため、面接できなかったケースである。関連事項は別として、分封の事情や財産分与の様態などは、たとえ家人から聴取しても、不明な点を残し、あるいはあいまいな回答しか戻ってこない。これらは当面、断念しなければならなかった。四一票中、一〇票の不能票、すなわち回収率にし

表8　姓氏別分類

	上小串	上立串	計
宇野	8	9	17
山下	10	—	11
馬込	9	—	9
大瀬良	3	5	8
道越	7	—	7
夫津木	2	4	6
船倉	2	3	5
椿山	—	4	4
野道	—	4	4
大谷	4	—	4
尾上	3	—	3
中谷	3	—	3
山口	1	1	2
1戸のみ	14	5	19
計	66	35	101

表9　セット形成のプロセス

	ⓐ戸数	対象外ⓑ ひとり子養子	非該当	非本籍	小計	ⓐ-ⓑ残票	セット形成	不能票	有効票
上小串	66	11	15	2	28	38	23	8	15
上立串	35	5	4	1	10	25	18	2	16
計	101	16	19	3	38	63	41	10	31

て七六%というのは、計数処理をひとつの作業としているこの調査の場合、かなり重要な意味をもってくる。が、やむをえないとしなくてはならない。それで以下の諸表で出てくる数字も、これには絶対的な価値はない。ただこの欠陥をおぎなうために、本稿ではできるだけ具体的な事例を掲げることにした。

そこで有効なセットを、さきの類型化にしたがって分類すると、表10のようになる。なおここでは上小串・上立串という部落別の数字は省いて、これを一括しておいた。後述するように、それぞれの部落が属する小串郷・立串郷は、かなりその性格を異にしている。しかし両キリシタン部落に関しては、この差異はきわめて僅少である。いずれも傾斜地に立地して、しかもあい接し、あい連続している。それから三一セットのうちには、まだ兄弟全部の分封が完了していない七セットが含まれる。それでこれらを除いた数値は、同表右項のようである。すなわち全事例では、長子相続型が三五%を占める。ほぼ三分の一の出現率である。したがって、これ以外のものを非長子相続型として一括すれば、長子相続という通日本的なパターンからの逸脱例が、およそ二倍に当たることになる。次にこの非長子相続型の内訳としては、隠居分家型が二九%、末子相続型が二五%と、両者がほとんど並んでくる。混合型は、両タイプとも少数

表10　分封型分類

	全事例	うち未完	完結例
長子相続	11 (35.5)	2	9 (37.5)
隠居分家	9 (29.0)	2	7 (29.2)
末子相続	8 (25.8)	3	5 (20.9)
混合型D	2 (6.4)	—	2 (8.3)
混合型E	1 (3.3)	—	1 (4.1)
計	31 (100.0)	7	24 (100.0)

にとどまった。また以上の型以外の例は、本調査では検出できなかった。それから完結例だけについてみると、小差はみられるけれども、傾向としては全事例の場合と同じである。なお混合型が少数にとどまったことであるが、もともとこの両型は、前述のように長男にとった措置が次三男のとき変更された場合である。そしてこれが僅少にとどまったということは、裏からすれば分封のスタイルには一貫したものが期待されている。そうみることができるであろう。が、いずれにしても計数的には、長子相続型・隠居分家型・末子相続型、この三者の並行ないし雁行を指摘してよいであろう。

なお表11は、長男の分封開始の時期を戦前と戦後とに分けた結果である。これによると、明治初年の戸籍では隠居分家式の分封がかなり検出されたにもかかわらず、戦前においてこのタイプが絶対リードしていたとすることはできない。わずかに混合型Dとの合算によって、相対的なリードが推定される程度である。また末子相続型も、戦前・戦後にわたって分布している。異例はむしろ長子相続の場合であろう。すなわちここでは、一例を除いて、他は戦後に属している。戦後は法

表11　分封型の時代的分類

	戦前		戦後		不明		計	
長子相続	1	(9.1) [8.3]	10	(90.9) [55.6]	—		11	(100) [35.5]
隠居分家	5	(55.6) [41.7]	4	(44.4) [22.2]	—		9	(100) [29.0]
末子相続	4	(50.0) [33.3]	3	(37.5) [16.7]	1	(12.5) [100]	8	(100) [25.8]
混合型D	2	(100) [16.7]	—		—		2	(100) [6.5]
混合型E	—		1	(100) [5.5]	—		1	(100) [3.2]
計	12	(38.7) [100]	18	(58.1) [100]	1	(3.2) [100]	31	(100) [100]

の改正で、「家」の相続が廃止されるとともに、長子家督も法文のうえからは姿を消した。だからどの子どもが跡をとろうと、かまわないことになった。ところがここでは戦後に長子相続が集中して、戦前は一例だけという結果がしめされる。まことに奇妙である。長子相続型の究明は、家族周期その他の点から、後節で果したいと思うが、当面、対象地の場合、戦前にあっても長子相続は定着していなかった。この事実は、まずあきらかであろう。

次に最終の同居者についてながめると、表12のとおりである。ただ分封の完結していない七例は、当然、これが除かれる。この最終の同居者は、前述のように、ほぼ最終の扶養者と読みかえてよいわけであるが、ところで本表によると、こうした同居者をもったのが一八例（七五%）、欠いたのが六例（二五%）ということになる。しかしこの六例のうち四例は、分封の完結前に親が死亡したものであって、つまり最終の同居そのものが成立しなかった事例である。そして完全隠居、すなわち老後、同居者を欠いたのが二例検出される。それで事例数から確言は控えるにしても、この

表12　最終の同居者

	あり				なし			計
	長子	仲兄	末子	小計	親死亡	完全隠居	小計	
長子相続	5 (83.3)	—	1 (16.7)	6 (100)	3	—	3	9
隠居分家	1 (16.7)	—	5 (83.3)	6 (100)	1	—	1	7
末子相続	—	1 (25.0)	3 (75.0)	4 (100)	—	1	1	5
混合型D	—	1 (100)	—	1 (100)	—	1	1	2
混合型E	—	—	1 (100)	1 (100)	—	—	—	1
計	6 (33.3)	2 (11.1)	10 (55.6)	18 (100)	4	2	6	24

両部落では、老後はだれかをかかり子にすることが期待されている。裏からすれば、完全隠居すなわち死ぬまで隠居を張りとおす姿勢には弱い。そしてこのことは、隠居分の設定が七例だけという事実によっても推察される。といって子どもをみな処置したあと、老夫婦だけの隠居、または片親だけの隠居を忌避するのではない。一三例にはこうした隠居が認められるからである。ただこれらの隠居は、かかり子と同屋敷に隠居家をつくるか、または母屋を仕切って隠居部屋を設けるか、といったものがほとんどを占める。つまり同居にはちがいないが、同カマド・同財の隠居ということになってくる。

そこでこのかかり子を続柄別に分類すると、まず長子相続型では、われわれの規定によって、同居者はみな長男になるはずである。が、一例だけはこれが末子に変更された。逆に隠居分家型では、一例が長子、他の五例は末子である。また末子相続型は、仲兄一、末子三、混合型Dは仲兄、混合型Eは末子となる。結局、全事例では長子三三%、仲兄一一%、末子五五%ということになり、末子への傾斜がみられる。さらに長子相続型を別にすれば、末子七五%となって、この傾斜はもっと急である。なお長子相続型における末子への変更例は、父の死後、母が他出した末子のところに移ったもの、隠居分家型における長子の一例は、末子が転出したため、母が長子のところに移った事例である。いずれも分封後における、母だけの移転であって、いわゆる複式という慣行によるものではない。またここでは父は長男家、母は次男家といった分牌式類似の慣行は、一例だけを検出した。ついでなので次に実例を掲げておくことにする。混合型DのA家がそれである。

A　家

原戸籍の検索ができず、不明の部分を残しているが、当家では大正一四年、長男が結婚すると、しばらくは同居したが、やがて親は残りの家族員を連れて、別の家を構えた。その後、次女は大阪に出嫁し、昭和一二年には次男が結婚した。三男も一四年には結婚するが、すぐ兵隊に取られて戦死してしまう。しかしこの三男には、父親が家を造ってやったので、これは分家とみることができる。隠居分家のスタイルが貫徹しなかったわけである。それだけではない。三女は事情があって、結婚しなかったので、両親は牛小舎を改造して、この三女とともに住むことになる。そしてこの隠居家は、両親の死後、三女の所有に帰した。さらに当家では、前段で述べた分牌式類似のものが出現した。すなわち父の位牌は長男が祀り、母のそれは次男が祀っている。また戦死した三男の位牌は、親が隠居家に持込んだ関係で、三女によって祀られている。それではこのセットの場合、本家・分家というのは、どうなるであろうか。聴取したかぎり、そういうことは言わない。つまり本家も分家もない、というのである。もっとも本例のように分牌式類似の慣行は、一般的なものではない。むしろ異例、というのが部落の人たちの意見であった。

A　家

父（？—昭32）＝母（？—昭38）

- 長　女（？）　婚　出　津和崎
- 長　男（明34—）　婚　大　14
- 2　女（明41—）　婚　出　阪
- 2　男（大3—）　婚　昭　12
- 3　男（？—昭19）　戦　死
- 3　女（？）　未　婚

五　家系としての一貫性

ところでわれわれは、さきにいわゆる混合型が僅少にとどまった事実を指摘した。とともにこの事実から、親が男の子どもたちに対する措置としては、一貫した分封のスタイルが期待されているように述べておいた。後述のように、このキリシタン部落では、財産分与は均分制をたてまえとしている。そしてこれからもあきらかなように、ここでは兄弟間の格差は問題とならない。したがって分封のスタイルに一貫性が期待されても、これは当然であろう。では兄弟間ではなくて、家系としての一貫性はどうであろうか。つまり親の世代、子の世代とも、同じ分封型によって貫かれているであろうか。戸籍の検索と当事者への面接とを要件としているわれわれの調査にあっては、二世代あるいはそれ以上にわたる事実が確認されるセットは、その数がかぎられてくる。それで計数的な措置に耐える結果は、望むべくもない。ただ通世代的に同じスタイルをしめす事例は、たしかに現われてくる。

B　家

まず上立串のB家がそれである。隠居分家型の一貫性といえる例である。当代についていうと、長男家と四男家は在村、次男家は上小串で暮らしている（三男は戦死）。そこで四代にわたる家系をしめすと、別図のようになる。まず曽祖父については記載を欠くが、祖父は長男で、戸籍上は「家督相続」と記される。しかし実態は不明である。こうした父の世代となるが、長男（父）は祖父二七歳のときの子で、かれ自身は二五歳で結婚する。ただその前年、次女が出嫁している（長女は幼死）。次男は長男の結婚時、平戸に養子として出た。三女は年次不明であるが、上小串に出嫁した。となるとあとは四男（末子）だけの措置となる。長男と末子とは、一三歳も開いている。それで長男の結婚後も、一家は同居して、そのかんに祖父は、大正八年、五九歳で死亡する。こうして末子の四男は、昭和三年、

妻をむかえるが、この結婚をきっかけとして、祖母は末子家に移ることになる。家は祖母と長男（父）、それに末子が協力して建てた。だからこれは、親が未婚の子女を連れて分家するという、本来の隠居分家ではない。それに祖父は中途で世を去ったけれども、祖母は一八年の長きにわたって、長男（父）夫婦と同居している。しかし形からすると、隠居分家に準ずるものとみることができる。本家（もといえ）は、あきらかに長男に渡しているからである。そこでA家の場合にも出てきた本分家の問題である。祖母の老後を看た末子の言いぶんは、こういうことになってくる。もともと親を看るのは、末子の役目である。そして親のいるところが本家ということになる。だから自分のところが本家となるはずである。たださきのような事情で、長男（兄）がほとんど親を看ることになった。それで長男（兄）家が本家だ、というのである。となるとA家では本家・分家という考えかたそのものが否定された。これに対してB家では、本家と分家との区別は認めている。しかしそれは系譜にもとづく確定ではない。親の所在と扶養関係、つまり生活上の事実によって確定される。したがって不安定という印象はまぬかれない。

次は当代に移るが、まず本家と目される長男家である。ここでは四人の男

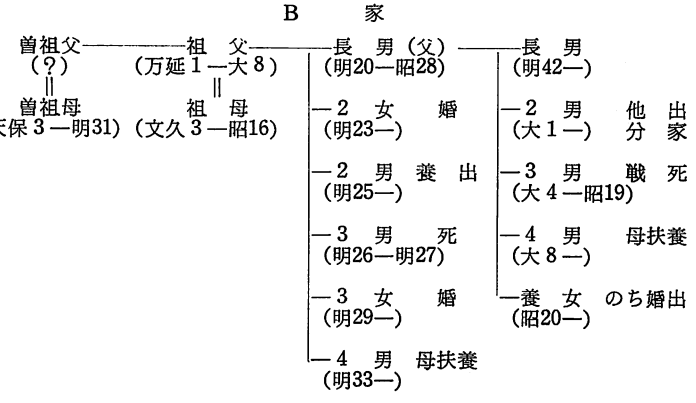

子が生まれ、別に養女一人を入れている。しかしこの養女は、のちに婚出した。さて当家の長男は、父二二歳のときの子であるが、昭和八年、二四歳で結婚した。次男は、さきにも触れたように、上小串に出て、そのまま世帯をもった。三男は昭和一〇年に結婚、一四年に応召、一九年には戦死した。こうして親は末子にかかることになる。この場合、次男は他出、三男は出征・戦死という事情のため、分封のプロセスからは除外されている。だからこれも、本来の隠居分家ではない。が、この家系では、曲りなりにも二代続いて隠居分家風の分封が実現したことになる。そこで前例にならって、どこが本家かとたずねてみると、長男家がそれであるという。つまり親がもといた家が本家であって、前例とちがって、親の所在や扶養には関係がない、とする態度である。しかし位牌は親が持ってさがる。すなわち親とともに移動する。だとすれば位牌の所在とも関係がない、ということになる。なお次男は、前述のように、隣の上小串で世帯を持ったが、これには財産分けはない。つまり隣部落でも、これを分家とは考えない。そういう意見であった。

ところで次例も、どうやら隠居分家のスタイルを踏んでいる。

C　家

祖父の代は、夫婦が別居隠居をとげ、最後は四男にかかったとのことであるが、それ以外の事実はわからない。そこで先代についてみると、父は四男・四女を持った。長男は二六歳で結婚するが、以来、次男が結婚するまで、一家は同居する。むろんそのかんに長女・次女の出嫁が進められる。次男の結婚は大正四年のことなので、同居期間は一一年に及ぶことになる。こうして次男の結婚を契機として、一家は長男夫婦とその子どもとを本家（もといえ）に残して、別の家

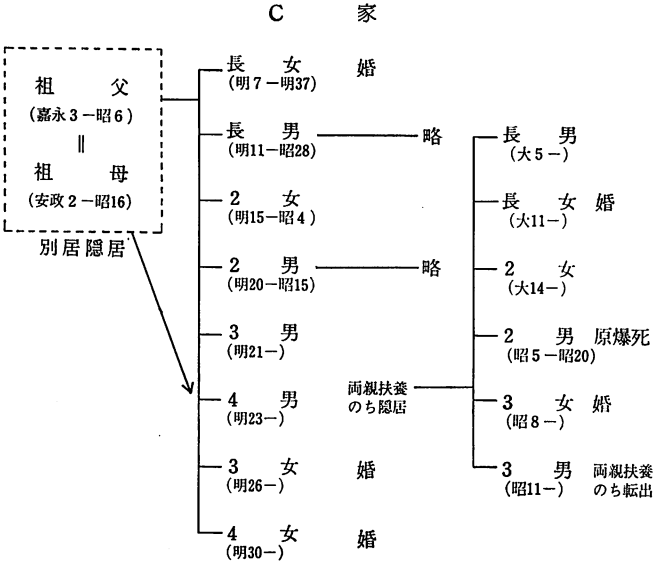

に移った。A家とB家もそうであったが、だいたい隠居分家式の分封では、末子相続の場合とちがって、残りの一家全部が移動するということになってくる。したがってこれには相当の準備を要するので、腰が重くなる傾向をまぬかれない。ところが当家では、数年たって、さらに一家が移動する。ただ三男は個人的な事情があって、独身のままですごし、四男が結婚する。したがって両親と三男、四男夫婦、それに三女と四女とが同居していたことになる。しかし娘二人は、それぞれ有川町と町内の曽根とに出嫁した。また四男夫婦も子どもが二、三人できたところで、小さな家をもらって別居した。だから家屋の授受という点では、分家したのは四男のほうであって、親ではない。ただ三男には生活能力がないので、いっさいの面倒は四男がみることになった。ところが親は、子どもの始末がいちおうついた段階で、さらに単独隠居をとげることになる。

次に実質、親の世話をした四男家の場合である。ここでは長

男は、父二六歳のときの子であるが、ところがそのあと娘が二人が生まれる。次いで次男であるが、この次男は一五歳で原爆死する。あと三女が生まれて、昭和一一年、末子ができた。二〇年間にわたる出生である。そしてこの末子は、昭和三五年、二四歳で妻帯するが、この妻帯を機会に、両親はこの末子夫婦と同居することになる。だから両親は、一九年間も長男夫婦と本家で暮らしたことになる。それでこのまま終われば長男相続となったのであるが、末子との同居でこの形が崩れた。それだけではない。八年たって、末子夫婦は隣の有川町に出てしまう。結婚当時、末子はアグリの漁夫だったが、その後、農業に転じた。しかし食えないので、妻の実家の有川町で畜産をやることになった。それで母は昭和四一年に死亡したが、父だけが留守宅に住んでいる、というのが現状である。

D　家

このようにB家・C家の場合は、腰が据わらないままに、二代にわたって隠居分家が実現した。けれども次の諸例は、そうではない。まず上立串のD家である。先々先代は、長男で相続したというが、これは戸籍面だけのことであって、真偽のほどは不明である。しかし先々代は、聴取したかぎりでは長子相続で、したがって弟の次・三・四男はみな分家する。ところが次の先代になると、長男を分家させ、次女を村内、三女を津和崎に片つけて、親は末子の次男にかかった。しかも働けるかぎりは、別居隠居の形をとっている。いちおう末子相続の形とみてよいと思うが、ところが当代はまたこれがちがってくる。すなわち分家した長男家は、その長男を上小串の養家に出し、親は次男にかかった。しかもこの次男の嫁は、兄が養子にいった先から入れているので、一種の交換とみることができる。しかし相続した次男家は、今度は自分の長男に家をゆずることになり、したがって次男には分家という措置がとられた。

D　家

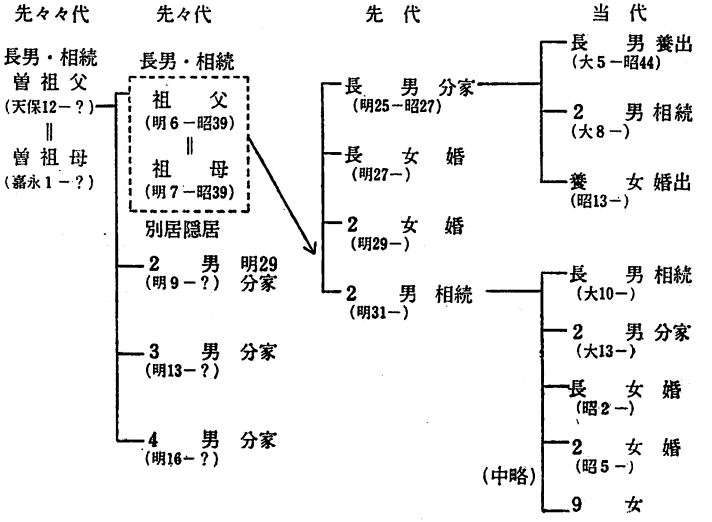
先々々代
先々代
先　代
当　代
長男・相続
曾祖父
(天保12－？)
‖
曾祖母
(嘉永1－？)
長男・相続
祖　父
(明6－昭39)
‖
祖　母
(明7－昭39)
別居隠居
2　男　明29
(明9－？)　分家
3　男　分家
(明13－？)
4　男　分家
(明16－？)
長　男　分家
(明25－昭27)
長　女　婚
(明27－)
2　女　婚
(明29－)
2　男　相続
(明31－)
長　男　養出
(大5－昭44)
2　男　相続
(大8－)
養　女　婚出
(昭13－)
長　男　相続
(大10－)
2　男　分家
(大13－)
長　女　婚
(昭2－)
2　女　婚
(昭5－)
(中略)
9　女

E　家

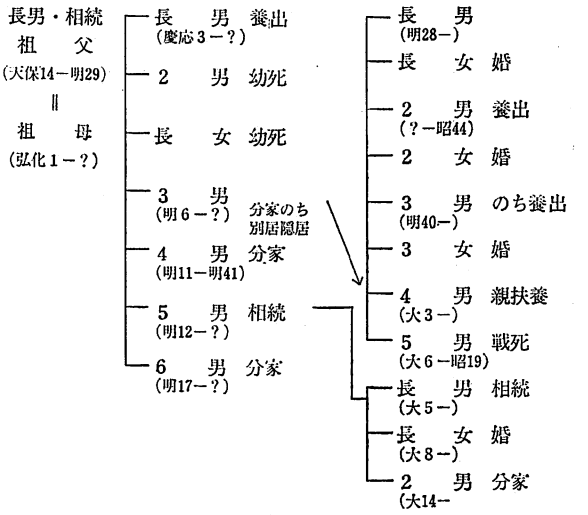
長男・相続
祖　父
(天保14－明29)
‖
祖　母
(弘化1－？)
長　男　養出
(慶応3－？)
2　男　幼死
長　女　幼死
3　男
(明6－？)　分家のち別居隠居
4　男　分家
(明11－明41)
5　男　相続
(明12－？)
6　男　分家
(明17－？)
長　男
(明28－)
長　女　婚
2　男　養出
(？－昭44)
2　女　婚
3　男　のち養出
(明40－)
3　女　婚
4　男　親扶養
(大3－)
5　男　戦死
(大6－昭19)
長　男　相続
(大5－)
長　女　婚
(大8－)
2　男　分家
(大14－

ところで次のE家は、もっと多彩である。

E　家

当家は、もうひとつ上の世代（曽祖父）までたどれるが、相続関係は不明である。さて祖父は長男で相続したと記されているが、前例と同じく、真偽のほどは不明である。次に先代は六男、一女から成るが、このうち次男と長女とは幼死する。先々代（祖父）が長男をもったのは、二四歳のときであったが、この長男は養子に出した。三男・四男は分家させて、親は五男にかかることになる。この五男は、父三六歳のときの子なので、結局、跡とりを一二年おくらせたことになる。そして末子の六男は、当然のこととして、分家となった。いずれにしてもこの世代は仲兄相談である。次に当代であるが、このうち四男家と六男家は不在のために、分明を欠いている。そこで跡をとった五男家についてみると、ここでは長男が相続して、次男は分家となった。当家はこの二人に長女を加えた三子だけである。もっともこの長男にしても、父三七歳のときの子であり、弟はそれから九歳も下となる。長男跡とりとなった事情も推察される。これに対して分家した三男家は、五男三女に恵まれる。長男は父二二歳のときに生まれ、二七歳で結婚する。しかし一家は、二、三年同居の後、別の家に移った。すなわち隠居分家である。次男は養子に出たので、親は三男以下とともに別の世帯を構えたことになる。ところがこの三男も結婚したので（のちに夫婦養子に出る）、年次は不明であるが、親はもう一度隠居分家をおこなうことになった。結局、かかり子はこの四男であり、五男（末子）は戦死した。このように四男にかかったけれども、親は隠居部屋を仕切って、食事だけを一緒にしたという。またこの場合、本家はどこかときくと、本家（もといえ）を貰った長男のところだという。

次例もまた多彩である。

F　家

上小串の居住戸であるが、曽祖父の続柄が次男であることは判明している。しかし相続関係は不明である。さて祖父の世代は、四男・一女から成るが、長男・次男・四男を分家させて、親は三男にかかった。前例と似て、仲兄相続である。長男は父二四歳、次男は二六歳のときの子である。これらは分家させて、三一歳のときの子にかかったことになる（四男は三六歳のときの子）。次の世代は、長男家・次男家とも男子は一人だけなので、問題はない。四男家は転出して、不明である。そこで相続した三男家であるが、当家は二男・三女から成り、結局、父二六歳のときに生まれた長男が跡をとることになった。おわりに独り子で相続した次男家であるが、ここでは七男・三女が生まれ、このうち長男と三男とが死亡する。次男は役場に勤務し、かたわら農業もやっていたが、昭和二七年、二四歳で結

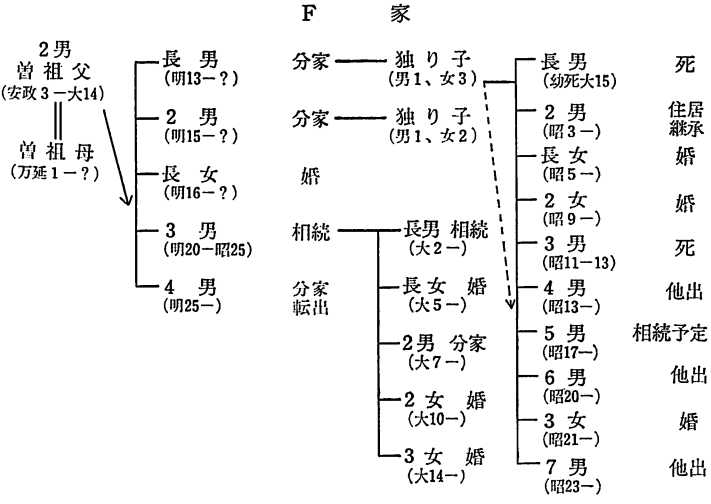

婚した。しかし四年たって、昭和三一年に親たちは弟妹を連れて、隣の家に移った。つまり隠居分家である。長女は同居中、婚出したが、九人世帯の移動である。しかしやがて四男と五男とは、船員とアグリの漁夫として出る。次女・三女は出嫁し、六男は福岡で世帯を持ち、四女は福岡で働き、末子の七男は大牟田市で警察官をしている。未婚である。となると親と同居しているのは、五男の家族だけということになる。当家では分封がまだ完結していないわけであるが、五男が跡とりとなる公算が高い。しかしこの跡とりは隠居家の跡とりであって、本家は実質長男の次男が継いでいる。そこでまえにならって、本家はどこかとたずねると、今度は五男家だという。先祖の位牌がある、というのがその理由である。この両部落の場合、本家観はまことに混乱している。いやそうした本家観があるかどうかも疑問である。

六　家族周期の検討

こうしたわけで二代続いて同一の分封型のとられた家系もみられる。けれども腰はそう坐っているとは思えない。むしろあとの諸例のように、家系としての伝統はない、という印象を受ける。というよりも家系というものがあるかどうかが問題であろう。事実、ここでは宇野姓をはじめ、同姓の家がかなりたくさん認められる（表8参照）。にしても総本家とか草分けとかいった基幹家族は、まったく見出すことができない。住民の意識にもこれがない。また原住地についても、大村藩とか外海地方とか、ばくぜんとした地域を指すだけで、具体的な地名はあがってこない。さらに親の法要にしても、なるほど仏教にならって、一年忌、三年忌、七年忌、一三年忌などが営まれる。そしてこのとき

には、近親や近所のものが寄ってくる。しかし神職を招くようなことはない。ただしこれも三〇年忌で打ちどめとなる。それだけではない。三〇年忌を過ぎると、位牌は墓場に持参して、これが捨てられる。だから位牌は本家の象徴のようにいわれたが、この棄牌の慣行からすれば、遠祖や始祖のイメージは、きわめてうすい。肉親の霊魂に近いものとしなくてはならない。にもかかわらず、こうした家系の観念とは別に、家族集団の世代的な継起はおこなわれていく。相続や分家がそれである。そこでこれらをみるために、家族周期の跡をたどってみたい。なお混合型Dと混合型Eとは、事数例の関係でこれを省略した。

表13および別図がそれである。本表は母の死亡年齢を除いて、父の年齢を基準としてい

表13　家族周期

	結婚	初生子生	長男生	扶養者生	末男生	末子生	長男婚	扶養者婚	末男婚	父死	母死
長相 子続	25.4	29.6	32.1	32.4	40.1	43.6	58.9	59.2	67.4	57.8	65.7
隠分 居家	22.8	24.2	27.3	38.7	40.8	41.5	52.3	65.2	66.5	67.9	71.5
末相 子続	23.4	25.1	26.1	39.6	37.8	42.0	51.5	58.1	62.7	74.5	75.5
平均	23.8	26.4	28.5	35.6	40.2	42.5	54.3	59.9	66.1	67.2	71.0

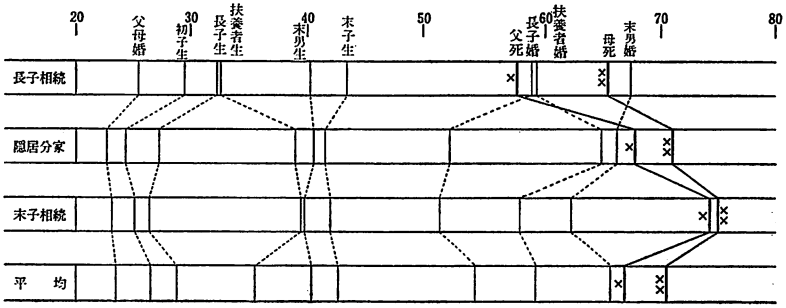

る。それで全セットの平均を記述的に表現すれば、次のようになるであろう。すなわち父は二三歳で結婚し、二六歳ではじめの子に恵まれる。しかし長男となると、これが二八歳のときとなる。そして扶養者は三五歳のときに生まれ、末男の出生は四〇歳のときであった。こうして四二歳で子どもの出生が終わる。子ども（男子）の結婚は、長男が五四歳、扶養者が五九歳、末男が六六歳のときである。そして当人は六七歳で死亡するが、配偶者は七一歳まで生きる。夫妻の年齢差を考慮すれば、配偶者の寡婦としての期間は六、七年以上になることが推定される。われわれの資料は、ひとり子の家、子どもが女子だけの家を除いている。また分封の開始されない家も含まれていない。しかもこれらが三割以上に達したことは、表9で確かめたとおりである。したがって以上の数値をもって、両部落全体の家族周期を推すことはできない。それに分封の時期は、明治から昭和にわたっており、時代の幅もきわめて広い。いずれにしても早急な比較はできない。ただそれにしても、これらの数値にもとづくかぎり、結婚年齢は相対的に早い。また妻の妊孕期間は一六年にわたっている。こんにちのように六、七年で生みおえるのとは、大きなちがいといってよいであろう。

しかし以上の平均値も、これを分封型別にながめると、かなりちがったものとなってくる。そしてこのちがいは、長子相続型と他の二型とのあいだで目立っている。そして隠居分家型と末子相続型とには、むしろ類似点が認められる。そこで長子相続を軸として、このちがいを追ってみたい。まず長子相続では結婚年齢がややおくれて、二五歳となる。他は二二歳（隠居分家）と二三歳（末子相続）である。しかしこのおくれよりもさらに大きく、初生子および長男の出生がおくれてくる。すなわち初生子二九歳、長男三二歳となって、前者では隠居分家との差三・四歳、末子相

続との差四・五歳、後者では隠居分家との差四・八歳、末子相続との差六・〇歳ということになる。しかし末男・末子の誕生となると、三相続形態は接近してくる。すなわち平均値に近い数字がしめされ、ただ末子相続の場合、末男の出生が繰上がった（三七・八歳）のが異例をなす程度である。こうして妻の妊孕期間は、平均では一六・一年であったが、これが長子相続一四・〇年、隠居分家一七・三年、末子相続一六・九年ということになってくる。ついでなので、この妊孕期間と関連して、出生数および長男結婚時の家族規模についてながめると、表14のようになる。やはり長子相続の場合には、出生数も他の二型にくらべて少なく、家族規模も相対的に小さいことが判明する。もっとも出生数が多く、家族規模の大きいのは、隠居分家の場合である。なるほど初婚年齢や妊孕期間がそのままこれらの数字に響いているとみることはできない。にしても長子相続が他の二型とやや異なっていることは、こうした点にもしめされるわけである。

表 14　子どもの数と家族規模

	子供数			家族規模
	男女計	男子		
長子相続	4.7	2.9		5.4
隠居分家	6.9	3.8		9.2
末子相続	6.3	3.2		7.5

次に長男の結婚である。長男自身の婚姻年齢は、長子相続二六・八歳、隠居分家二五・〇歳、末子相続二五・四歳で、これについては三型とも大きな隔たりは認められない。けれども父の年齢を基準とした算定では、長子相続の異例は争うことができない。すなわちここでは長男は、父が六〇歳近く（五八・九歳）になって結婚した。これに対して隠居分家（五二・三歳）、末子相続（五一・五歳）とも、五〇歳をやや出たところで婚礼を挙げている。もっとも末男の結婚には、こうした大差はみられない。むしろ長子相続（六七・四歳）と隠居分家（六六・五歳）とはあい接し、末子相続は、母が早く生みおえたこともあって（六二

・七歳）、早期に式を済ませている。ところで長子相続の異例は、もっとも特徴的に父の比較的早世という点に現われてくる。すなわち父は五七・八歳で世を去り、これに対して隠居分家は六七・九歳、さらに末子相続は七四・五歳まで生きながらえた。したがって個々の事例は別として、長子を跡とりにすえた父は、平均して隠居分家の父よりも一〇・一年、末子相続の父よりも一六・七年も早く他界したことになる。この事実の意味は、きわめて大きい。すなわちこの平均値によるかぎり、長子相続にあっては、父は長男の結婚を見ずに、この世を去ったことになる。したがってこの相続型では、全体として死後相続が多数という事態が推定される。だとすれば、長子相続は通日本的なパターンであるにもかかわらず、当地の長子相続は、むしろ特殊的と言わざるをえない。父が早世すれば、すでに成人した男子または早く成人する男子を跡とりに選ばなければならない。長男が相続人となる公算が高い。裏からすると、もし父が若死しなかったならば、跡とりは次男以下になったことも考えられる。とともに父早世のためにとられた長子相続なので、この長子相続は、けっして順調な相続とみることはできない。そのように考えられる。こうした長子相続に対して、隠居分家では、長男の結婚後、父は一五・六年生きながらえた。末子相続ではさらにのびて、二三・〇年ののちに生涯を閉じたわけである。

ところで隠居分家と末子相続とにあっては、この長男は跡とりではない。隠居分家では、長男夫婦を本家に残して、親のほうが出ていくし、また末子相続では、長男夫婦を分家させる。だからかれらは、親の扶養者にはなりえない。事実、われわれのセットの場合にあっても、表12に掲げたように、最終の同居者は、特別の事情による隠居分家の一例を除いて、他は非長子ということになった。そこでこの最終の同居者が平均では父三五歳のときの子であったこと

は、表13でしめしたとおりである。が、類型別の内訳では、長子相続三二・四歳、隠居分家三八・七歳、末子相続三九・六歳のときの子のように、長子相続と他の二型の差が大きい。もっとも長子相続にあっては、規定にしたがって、これは長男出生の年齢（三二・一歳）と一致してくるはずである。しかし一例がこれまた特別の事情で、最終の同居者が末子となったために、以上のような結果に変更された。そこで両親が結婚したあと、長男と最終の同居者とがいつ生まれたか、あわせてこれら長男と最終の同居者との年齢差をしめすと、表15のようになる。すなわち長男の出生は、長子相続↓隠居分家↓末子相続の順で早まってくる。これに対して同居者の出生は、長子相続にあっては、前述の理由によって、長子の出生より〇・三年おくれてくるが、まず同じである。ところが隠居分家にあっては、婚後四・五年で生まれた長男に代えて、一五・九年のちに出生した男子を同居者として選んだ。その差は一一・四年ということになる。さらに末子相続にあっては、婚後二・七年生まれに長男に代えて、一六・〇年のちに誕生した男子を同居者とすることになった。その差は一三・三年ということになる。こうしたいうなれば跡とりのすり替えは、長子家督をたてまえとするところでは、おこなわれるべくもない。このあたり不定相続は、弾力性をもっている。もっとも当地は、考えかたとして長男の跡とりを基準としているのではない。かえって長子相続は、前述のように、家族周期の変調、とりわけ父の比較的早世によるところが大きい。むしろ偏倚例は、長子相続の側にある、という見かたもできるわけである。

表 15　長男および同居者の出生

	両親結婚後		長男と同居者の年齢差
	長男出生	同居者出生	
長子相続	6.7	7.0	0.3
隠居分家	4.5	15.9	11.4
末子相続	2.7	16.0	13.3

なお父の死亡年齢と、末男および最終同居者の婚期との関連についてみると、まず長子相続にあっては、父は末男の婚礼には間に合わない。またここでは長男と同居者とは、ほとんどの場合、同一の人物なので、その婚礼には間に合わないのは当然である。思えば父は四〇歳で末男をもち、五七歳で他界した。だから末男の婚礼まで待てなかったのも、不思議ではない。父母の年齢差を算定していないので、母と末男の結婚時との関連をみることはできない。しかし六五歳という死亡年齢からすれば、母が末男婚後、そう長くは生きなかったことが推定される。これに対して隠居分家では、父はかろうじて末男および扶養者の結婚を見届けることができた。母はさらに数年生きのびた。ところが最後の末子相続にあっては、父母ともに七〇歳を出て永眠した。したがって父母ともに末男および扶養者が結婚して、なお十数年の余生をたもつことになった。平均値はただちに個々のセットには当てはまらないにしても、家族周期のうえからした三類型の相異は、だいたい以上のとおりである。

七　隠居分家と末子相続との分岐点

前節では、長子相続型と他の二型との差異について、いささか述べるところがあった。では隠居分家と末子相続とのちがいについては、どうであろうか。すでにみてきたように、周期のうえからは、この二型にはむしろ類似点のほうが多かった。もちろんこの二つは、家族集団の核化という目的においては、共通している。にもかかわらず分封のプロセスは、まったく対極をえがくわけである。ところでこの問題に関して、われわれは青砂ヶ浦の報告において、少しく言及するところがあった。その第一は、藩政期、藩の収奪に対する農民側の対応である。具体的には軒別の賦役

に対して、農民側としては、公式の戸は一戸にとどめながらも、現実には家族集団の分裂をとげようとする。しかし長男を分家させては、藩の命ずる長子家督の線から逸脱する。こうして隠居分家が、一種の脱法行為として取られるようになった、というのがわれわれの推定であった。むろん青砂ヶ浦に関するわれわれの資料は、明治以降のものに属している。にもかかわらず家族分封形態を時代的に配列したとき、なお隠居分家の末子相続に対する先行を認めることができた。言いかえると、藩政期に形成された隠居分家の伝統が、明治以降にも持ちこされた、というのがそのひとつの説明であった。(1)

(1) 前掲、『五島カトリックの家族分封』第一一節。

では今回の場合は、どうであろうか。青砂ヶ浦も今回の対象地点も、藩政期は冨江藩の支配に属していた。地域もあい接しているし、その信仰もかつては同じキリシタン信徒であった。だから旧藩時代の状態は、ほぼ同一にみなすことができる。また明治以降についても、二節で記したように、隠居分家またはそれ類似の慣行が検出されたばかりでなく、この慣行が徴兵令とからんで援用された事実も見出すことができた。けれども表11のように、われわれのセットからは、隠居分家の先行を引出すことはできない。時代的にはむしろ両型並行の姿であった。というわけで対象地点に関しては、われわれは両型の分岐点を説明する有力な手がかりを持たない。けれどもこれを解く鍵が、長男の分封当時の〔家庭〕事情にあることは間違いない。つまりなぜ長男夫婦に本家を渡したか、なぜかれらを分家させたか、といった事情である。そしてこの事情にもとづく決定が、混合型DおよびEの低率にしめされるように、次男以下にも及ぼされることになった。そこで長男の結婚時に焦点をあわせて検討してみると、まずこの長男は隠居分家の

場合は父二七・三歳のときの子、末子相続の場合は父二六・一歳のときの子である。すなわち父子の年齢差においては、ほとんど隔たりがない。また結婚時、当の長男が何歳だったかをみると、隠居分家二七・五歳、末子相続二六・五歳で、これまた有意の差とみることはできない。ところで家族周期表をながめると、隠居分家では、初子出産と長男出生とのあいだに二・九年の開きが認められる。これに対して末子相続では、一・〇年に短縮される。この事実は、隠居分家では初子かならずしも長男ではなかった。ところが末子相続では、この合致率が高いことを示唆している。事実、隠居分家では、九例中六例までが初子は女子であり、末子相続では初子が女子というのは、八例中二例にすぎない。けれどもこのような長女先行（隠居分家）と長男先行（末子相続）とが、どのように分岐点に作用してくるかはあきらかでない。なるほど長女の出嫁には、その嫁入支度のための出費のための出費を要する。しかし長男の婚姻年齢からすれば、長女が先行しようがそうでなかろうが、これはあまり関係がない。彼女たちの出嫁は、長男の結婚にさきだったことが想定されるからである。要するにこれによる規制は、たとえあっても、微弱なもののように考えられる。

ところで家族周期にからんで、もうひとつの点が注目される。五節で掲げた諸例からも示唆されるように、対象部落の場合、長男が結婚しても、分封はすぐにはおこなわれない。青砂ヶ浦の例などとくらべると、その時期を、むしろ延期しようとする傾向さえ感じられる。事実、一〇年以上、親と長男夫婦とが同居していた例も現われた。とくに隠居分家の場合には、こうした腰の重さが印象づけられる。にしても両親と長男夫婦、それに次男夫婦、つまり三夫婦の同居はかなわない。こうして次男が村外で世帯を持てば別であるがそうでないと、次男の結婚をけじめとして、追

われるような形で長男の分封が進められる。いやそのまえに親は、長男と次男との歳まわりを勘案して、分封のスタイルを決定しようとする。つまり隠居分家の形にするか、それとも末子相続の形をとるか、といった決定である。むろん婚姻年齢には、多分の弾力性が認められる。しかし同時にいわゆる適齢期というものもあって、婚姻年齢は多少でも標準化されてくる。事実、対象セットの場合には、次男のほとんどは二五、六歳で結婚しており、長男の婚姻年齢とほとんど同年齢である。となると、ここで長男と次男との年齢差が問題とならざるをえない。そこで平均値を求めると、これは隠居分家七・五歳、末子相続四・五歳と、ちょうど三・〇歳の開きがしめされる。むろんこの開きは、あいだに女子の入る場合を含めてのことであって、長男と次男とがあい次いで出生したとはかぎらない。そこでこの開きの読みということになってくる。推測の域を出ないけれども、繰りかえし述べたように、隠居分家では、長男夫婦を本家に残して、他の世帯員が移動する。したがってこの移動にはより準備を要し、腰も重くなってくる。末子相続でも、新居は親がつくるたてまえではあるが、その負担は、隠居分家にくらべては軽い。というわけで親は長男と次男との年齢差を考えて、これが開いておれば、隠居分家の方向をとる。反対にこの年齢差が接近していると、早く長男を分封する措置に出なくてはならない。こうしてより簡便な長男分家、すなわち末子相続の形をとることになった。ただ以上は、論理斉合的ではあっても、なお推測の域を出るものではない。具体的な資料は、そこまで答えていないからである。

おわりにもうひとつの推測を加えて、本節の結びとすることにしたい。ただこれは、家族周期の領域には属さない。父と長男（結婚当時）との職業のちがいである。そしてその結果は、表16のとおりである。もっともわれわれのセット

表16　父と長男との職業推移

	長子相続		隠居分家		末子相続		計	
	父	長子	父	長子	父	長子	父	長子
農業	6	1	6	3	2	1	14	5
農漁	2	2	2	1	—	—	4	3
漁業	2	6	—	4	4	6	6	16
その他	—	2	—	1	1	1	1	4
不明	1	—	1	—	1	—	3	—
計	11	11	9	9	8	8	28	28

にあっては、分封の時期は戦前・戦後に広くわたっている。したがって父―長男の設定から、ただちに時代の前後を広々することはできない。しかし職業の中心が、父の世代の農業から、長男の世代の漁業に移行した、という事実は、ほぼ読みとることができるであろう。さらにこの漁業は、地元の小漁師や定置網の漁師から、底曳網の雇われ漁夫への転身を含んでいるわけである。そこで表16について（長子相続はさきの家族周期によってほぼ説明された）、隠居分家と末子相続との場合を検討してみると、双方とも父の農業、長男の漁業という傾向は看取される。しかし隠居分家では、まだ農業との結びつきをとどめているのに対して、末子相続では、父子ともに漁業の比重が高い、という印象を受ける。少数事例の操作なので、断定は避けたいが、ただこの結果からすれば、隠居分家は農家のパターン、末子相続は漁家のパターンということにもなりかねない。ではなぜ隠居分家は農家に、末子相続は漁家に付着する傾向をもつのであろうか。農家としての分封には、必然的に耕地の分与となにがしかの生産器具の準備とを必要とする。これに対して経営者ではない当地の漁家にあっては、新夫婦に住居を与えれば、それでほぼことが足りる。まして他の漁業基地に家を持つようになれば新居の用意も、これを

要しない。すなわち後者における分封の容易さは、これを推測することができる。もっともこれは、漁家と末子相続との結びつきを説明するものであっても、農家と隠居分家との連関は、かならずしもあきらかではない。というよりも、こうした問題の提起には、われわれの資料は、あまりにも貧困である。これも推測にとどめるのが妥当であろう。

八　事例の提示

そこでこのさい長子相続・隠居分家・末子相続の三相続形態について、それぞれ一例ずつを提示しておきたい。

G　家（長子相続）

両親は明治四三年に結婚したが、父二五歳、母二三歳のときであった。そして二二年間に六男・二女をもうけた。ところが父は昭和一三年、五三歳で死亡する。末男はまだ六歳にしかなっていない。ただ長男は、その前年に結婚しており、これがそのまま跡とりということになった。職業は父・長男とも、農業のかたわら一本づりに従っていた。次男は、父死亡の翌年、結婚して、一年ほど同居ののち分家した。家は当人と母親とが協力して建てた。長女は、父死亡の前々年、生月島へ、次女は父死亡の翌年、隣の小串へと出嫁した。だからバタバタと、四人の始末がついたことになる。三男は出征して、昭和一九年に戦死した。四男は事情があって結婚せず、長男家に同居しているが、アグリの漁師である。　五男は昭和三一年に妻帯、五年の後に分家。　末男も続いて結婚したが、当時、次男が佐賀県の開拓部落に移ったので、末男夫婦は、その空家に住むことになった。五男・末男ともアグリの漁師である。母は昭和四二年、八〇歳で永眠した。当家の耕地は、田一反、畑三反だけであるが、これは五男が分家したとき、兄弟の話しあ

いで、長男と五男とで均分した。隠居分の設定はない。

H　家（隠居分家）

両親ともにまだ健在である。五男・三女を持ったが、これがみな成人する。長男は昭和三〇年、二五歳で結婚した。父、五〇歳のときである。そして七年間、同居ののち、親は次男以下を連れて、隠居分家をおこなうことなる。というのは、次男が昭和三七年に結婚する。親子三夫婦の同居はかなわないからである。長男には、すでに三子があった。ところが次男夫婦との同居は、二年で終わって、親はもう一度隠居することになる。三男が昭和三九年、これまた結婚したからである。なお長女・次女は、そのまえに婚出した。三男の下は、六歳離れて四男となるけれども、これは大阪で働いている。三女も出嫁した。こうして両親は、昭和四〇年、三度目の隠居分家をおこなった。だから当家では、四男が他出中のため、これが省かれて末子に移行したことになる。とともに親としては、隠居分家開始以後、はじめて独身の子どもとの同居が実現したわけである。

H　家（隠居分家）

父（明38—） ＝ 母（明41—）	長男（昭5—）	昭30	婚
		昭37	継承
	2男（昭8—）	昭37	婚
		昭39	継承
	3男（昭10—）	昭39	婚
		昭42	継承
	長女（昭12—）	昭34	婚
	2女（昭15—）	大阪居住	
	4男（昭18—）	未	婚
		大	阪
	3女（昭21—）	婚	
	5男（昭25—）	未	婚
		父母同居	

G　家（長子相続）

父（明18—昭13） ＝ 母（明20—昭42）	長男（明43—）	昭12	婚
		相	続
	2男（大3—）	昭14	婚
		昭15	分家
	長女（大5—）	婚	
		生月島	
	2女（大8—）	婚	
		小	串
	3男（大11—昭19）	戦	死
	4男（大13—）	未	婚
		長男と同居	
	5男（昭3—）	分	家
		昭31	婚
		昭36	分家
	6男（昭7—）	昭32	婚
		昭37	分家

I　家（末子相続）

父は大正一〇年、二〇歳で結婚して、昭和一九年までの二四年間に、四男・五女を持った。このうち次男は、独立後死亡して、父は昭和四八年、七二歳の生涯をとじた。母は存命中である。さて当家は、完全な末子相続型で、子どもは順次分家させて、現在、親（母）は末子と住んでいる。すなわち長男は昭和二三年、次男は二八年、三男は四〇年、それぞれ村内に分家させた。長男は二二歳で結婚して、翌年には分家した。家は父と長男、それに次男の協力で建てた。当時、長男にはすでに二子があり、末弟はまだ四歳にすぎない。父も四七歳である。家分かれは、まず必然的だといってよい。次男は結婚後、三年して分家するが、このときには一子があった。ただこの時点には、長女から三女までが片ついている。次男の家は、親と本人、それに三男の協力で建てた。ところで三男は、あいだに娘三人を含むので、次男からすると九歳も下である。この三男は、昭和三六年に結婚して、四〇年に分家した。この分家には、実は次男の死が関係している。というのは、同年、次男が死亡して、妻子が実家に戻った。空家になったので、これを買取って三男が分家した。このときには、父と本人と末男とが協力した。三男の分家時には、四女と五女も婚出しているので、家は親と末男だけである。こう

I　家（末子相続）

父（明34—昭48）＝母（明38—）	長男（大14—）	昭21	婚
		昭23	分家
	2男（昭1—昭40）	昭25	婚
		昭28	分家
	長女（昭3—）	昭23	婚
	2女（昭6—）	昭24	婚
	3女（昭8—）	昭26	婚
	3男（昭10—）	昭36	婚
		昭40	分家
	4女（昭12—）	昭34	婚
	5女（昭14—）	昭36	婚
	4男（昭19—）	昭44	婚
		同年相続	

して末男は、四四年に結婚、これにともなって、両親は隠居の身となった。父六八歳、末男二五歳のときである。そこで当家の場合、長子相続とくらべて、跡とりの年齢は二〇歳の繰りのべとなった。また父は、長男を持ってから四四年目に、はじめて子どもの世話から解放されたことになる。

九　財産の分与

ところでわれわれには、もうひとつの問題が残っている。財産の分与がそれである。もっともこれについては、すでに触れるところもあったし、事例を提示したさい、あわせて述べるところもあった。しかしすべてのセットを計数的に処置すると、表17のようになる。分封が完結しないセットもあり、また完結しても、財産は未配分のままのものも見うけられる。が、均分の絶対的なリードは、まず動かすことができない。すなわちこれが五一%に当たり、不均分は九%、また一括相続は一二%にとどまっている。その他、未配分一二%、財産なし六%、不明六%といったところである。なお未配分・無財産・不明の三者を除くと、均分が六九%、すなわち七割に迫り、一括は一七%、不均分は一二%ということになる。相続形態別では、若干の変化もみられるけれども、均分

表17　財産の分与

	一括	均分	不均分	未配分	財産なし	不明	計
長子相続	1(9.1)	6(54.5)	1(9.1)	2(18.2)	1(9.1)	—	11(100)
隠居分家	—	6(66.7)	1(11.1)	1(11.1)	—	1(11.1)	9(100)
末子相続	2(25.0)	3(37.5)	1(12.5)	1(12.5)	—	1(12.5)	8(100)
混合型D	—	1(50.0)	—	—	1(50.0)	—	2(100)
混合型E	1(100)	—	—	—	—	—	1(100)
計	4(12.9)	16(51.6)	3(9.8)	4(12.9)	2(6.4)	2(6.4)	31(100)

のリードには変わりがない。ところで注目されるのは、長子相続がしめす傾向であろう。すなわちここでも均分が過半数を占め、一括というのは一例にすぎない。とすれば当地の長子相続は、けっして長子家督の姿勢ではない。すでに述べたように、家族周期の変調によって、たまたま跡とりが長男になった。あるいは長男にならざるをえなかった。それだけのことであって、これは隠居分家や末子相続と同じく、不定相続のひとつにすぎない。言いかえれば、相続の質としては同じである。しかもこの長子相続における一括の一例は、実はそれ自身、暫定的な措置にすぎない。

ついでなので例示すれば、次のようである。J家がそれである。父は四二歳で他界してしまうが、二男・五女を持ち、このうち次女と五女とは幼死する。しかし他界当時、なお二男・三女が残された。しかも長男は九歳、次男（末子）は二歳にすぎない。父はアグリの機関士であったが、母がわずかの土地を耕し、また土方にも出て生計を維持した。そのかんに長女・三女・四女の嫁入りをすませた。こうして長男が昭和四四年、結婚すると同時に母のあとを引継いだ。当人は、アグリの漁師である。ところで次男は、長男のあと一三年して生まれた。とても末子相続など、できるすじあいではない。本人は昭和四三年、大阪に出たが、調査当時、未婚である。そこで財産分けであるが、結婚とともに長男は、畑一反六畝と家屋敷とを母から受継いだ。当家の財産は、これだけである。弟への分与はない。しかし母の気持からすれば、もし弟の

J　家（長子一括相続）

父（明38—昭22）＝母（明43—）	長女（昭6—）	昭29	養女
		昭30	離縁
		昭31	婚出
	—2女（昭9—昭9）	幼	死
	—3女（昭10—）	昭31	婚
		崎戸町	
	—長男（昭13—）	昭44	婚
		同年相続	
	—4女（昭16—）	昭41	婚
		愛知県	
	—5女（昭19—昭19）	幼	死
	—2男（昭20—）	未大	婚阪

請求があれば、別途考えなくてはならない、とのことであった。さきに暫定的な措置といった理由である。

なお均分の例としては、さきのI家もそれである。当家では前述のように、分家にさいしては父と当人の弟が協力するという形で、新居がつくられていった。また四人の男子は、みなアグリの漁師である。当家の財産は、畑八反六畝と、別に山林一町とである。それで四人の子どもには、畑二反ずつを分与し、残りの六畝を隠居分として保留した。ところがこの隠居分に充てた土地は、のち道路に取られたので、その代金七万円は、これを三男と末男とに分けてやったという。七万円の配分は、全部の子どもにわたらなかったが、もともとこれは隠居分である。親の裁量にまかせてよい性質のものであろう。なお山林一町は、まだ手つかずだという。

おわりに不均分の例として、K家の場合を挙げておきたい。当家は末子相続型の分封をおこなったが、跡とりは仲兄となった。旧戸籍の検索ができず、生年には不明の点を残すが、長男は結婚当時、アグリの漁夫をしていた。しかし親との同居二年後に、会社員として長崎市に転出した。次男もアグリの漁夫であるが、昭和三六年、二七歳で結婚した。当時、長女と三女とは、すでに他に嫁している。翌年、この次男が相続、父は六一歳に達していた。ところで、次男の下は、娘（次女）を置いて、三つ下の三男となるが、この三男は早くから佐世保の豆腐屋に働き、やがて同市内に独立の店を持った。その後、

K　家（不均分相続）

父（明34—）＝母（不明）	長女（不明）	不明
	長男（不明）	長崎へ他出 会社員
	2男（昭9—）	昭36 婚 昭37 相続
	2女（昭10—）	昭42 婚 長崎市
	3男（昭12—）	佐世保へ他出 豆腐屋
	3女（昭15—）	昭34 婚 長崎市
	4女（不明）	佐世保へ養女
	5女（昭21—）	昭43 婚 福岡市

次女・五女の出嫁が進められて（四女は幼少のとき養女に出る）、現在に至っている。さて当家は、土地としては畑三反しか持たない。これを長男・末男にそれぞれ五畝、跡とりの次男には二反を分与した。隠居分の設定はない。思えば長男も末男も、他産業に従い、また村にも住んでいない。不均分となったゆえんであろう。しかし、在住戸であったなら、事情の変わってきたことも考えられる。なお三反の土地は、現在、父が管理・耕作している。

おわりに

以上でわれわれは、対象部落の家族分封について、いちおうの分析を終わった。資料の蒐集が意にまかせず、したがって分析も不十分にとどまったことは、これを認めなければならない。にもかかわらず、対象部落の分封の姿が通日本的な長子家督とはあきらかに異なることは、おそらく異論はないところであろう。すでにみてきたように、ここではたとえ長男の跡とりが実現しても、それは家族周期と財産分与の様態とからして、けっして長子家督ではない。不定相続の一種にすぎない。ではこれらの家族慣行は、かれらが原住地から持ちこんだものなのであろうか。なるほど九州本土のカトリックやキリシタンの部落にも、われわれのいう不定相続の形は、諸所でこれを見ることができる。またキリスト教の教理、すなわち神のまえにあっては人はすべて平等という教えが、家族分封の場合にも適用された、と説明する向きもみられる。われわれは、これらは全面的に否定するものではない。けれども広域的に不定相続の分布状態をながめたとき、これらの説がなお説得的でないことは、他の論説でも述べておいたとおりである。われわれとしては、このさいむしろかれらの入植を許した、地域状況そのものに注目すべきではないかと考える。たとえば、

『北魚目郷土誌』（大正六年刊）は、域内の米山部落について、次のように記している。

……隣邑米山は耶蘇教徒部落にして、慶応年間、山田斧右衛門・白浜忠五郎、北松浦郡前方村字野方及び本村曽根郷より移住せしを始めとし、それより縁者相次いで移住し来り、以て今日に至る。而して斯る移住者には明治十九年頃迄は、土地の譲受は単に酒代のみを出させしが、其以後は山林一反五円乃至十五円を出さしめて譲受をなしつつありし由。以て当時の一般を知るべし。

また青砂ヶ浦教会の宿老・平瀬半次郎氏によると、かれの住む広瀬部落のあたりは、もと似首（にたくび）（旧魚目村）の新開であった。土地は、たぶん冨江の殿さまのものだったと思うが、ただ地籍が似首だったので、その庄屋の小作人となっている者もいた。上の山は、当時、何人かで拓いたものだが、その世話賃として、この分だけを殿さまから頂いた。外海（そとめ）から逃げてきた人が多く、かれらは山蔭に隠れて、掘立小屋を建てた。食い物に困るので、地下（じげ）の人たちが相手にしないような山を拓いた、と述べている。(2)

（1）拙稿「カトリック島の相続慣行」（『宗教研究』一九五号、昭和四三年、一六―一七頁）。

（2）内藤莞爾・土居平「カトリック漁民の家族分封」（『哲学年報』第三一輯、昭和四七年、五二―五三頁）。

およその事情が推察されるわけであるが、すでに一節でも述べたように、この開拓はまさに苦難の道であったと思われる。加えて潜伏キリシタンは、おそらくキリスト教の説く家族計画のタブーを保持していた。いきおい増える子どもの措置として、家族分封以外の方法は考えられない。こうして隠居分家という、藩としては脱法行為に属する方法が取られることになった。というよりも長男夫婦に本家（もといえ）と土地とを与えて、親と世帯員とは、新しい土地の開拓に向かった。そしてこの土地と家も、次男夫婦に渡して、親はさらに新開の地を求めて出ていった。労働さえといわなければ、たとえやせてはいても、土地を入手する道は開けていた。まさに「地広く人少なくして、山林未だ開けざる」

ためだったわけである。

ところで禁教令の廃止以後、これら潜伏キリシタンは、カトリックといわゆる「隠れキリシタン」との二途を歩むことになった。しかしこの分岐点がどうして生まれたかについては、定かではない。ただそれからの「明治百年」にあっては、カトリック、キリシタン、そして仏教徒、神道者のあいだには、ほとんど転宗の事実はない。すなわち固定したままに、こんにちに至っている。そして行政も、この事実に沿って部落の編成をおこなってきた。部落が地域的に点在していることもあるが、表1に掲げたように、一部の混住を別として、部落はそのまま宗派別集団の観を呈している。小串郷は、小串・上小串・大浦の三部落から成るが、小串は仏教徒（浄土真宗）、上小串はキリシタン、大浦はカトリック教徒である。また立串郷は、立串・上立串・小瀬良の三部落から成り、立串には仏教徒と神道者の双方がみられるが、上立串はキリシタン、小瀬良は仏教徒である。そして前出の『北魚目郷土誌』よると、「天主教徒はゐつき（居付）又は開（ひらき）と称し、ぢげ（地下）と風俗習慣を異にし、古来互に嫁娶せず」と記されている。なおこんにちでも、通婚の事実は、きわて僅少のようである。むろん三分の一を占めるキリスト教系住民の人口量は、町議会の構成には投影されている。すなわち定員十八名のうち、六名は、丸尾・曽根・仲知・米山の出身議員である。ただしキリシタン部落からの議員は、まだ現われない。

なおこのさい旧村に当たる「郷」についても、言及しておく必要があろう。というのはこれは、こんにちでは自治組織にすぎないけれども、しかし強い力を発揮している。そしてこの点は、とくに小串郷においていちじるしい。もともと小串郷と立串郷とは、旧藩時代から、郷村の性格を異にしていた。五島藩と冨江藩とにあっては、百姓は地方（じかた）

百姓・浜百姓・竈百姓の三種に区別されていた。地方百姓は農民、浜百姓は漁民、竈百姓は塩焼の専業である。そして小串は浜百姓、立串は竈百姓として特化されていたわけである。加えて町村制以後、立串には北魚目役場・学校等が立地し、村行政の拠点としての変化をみた。が、その半面、共同体としての体制は、大きく後退することになった。定置網の漁業権も、北魚目第一漁協（小串）がほとんどその肩がわりをしている状態である。

このように小串郷には、純漁村としての伝統が維持されて、こんにちでも大型三統、小型九統の定置網が五人の網元によって経営されている。自治組織としての小串郷は、六部落に分かれ、カトリックの大浦、キリシタンの上小串はそれぞれ一部落、小串だけが戸数の点から、四部落に区別されている。郷の組織としては、郷長一、部落長六を配しているが、その任期は、以前は一年、現在ではこれが三年に改められた。隣組は、終戦後廃止されたままである。なお部落長は、町の駐在員を兼ねている。選挙によって選ばれるが、ただ選挙権の行使できるのは、本軒の戸主だけである。本軒は、内軒に対するもので、本軒三〇〇、内軒一〇〇というのが、おおまかな数である。内軒は、賦役その他、郷民としての負担を免れている戸のことであって、隠居家、収入のない母子家庭、それに一年を経ない入郷者などがそれである。内軒の査定は、郷の役員会でおこなわれる。ところでこのように在住戸に区別を設けたのは、ほかでもない。郷有財産によって、郷の運営がほとんど賄われているからである。すなわち郷は山林五八町のほか、宅地・建物も持ち、またキビ網も経営している。なお最近は、休耕地となった段々畑に甘夏柑も植樹した。というわけでここでは郷費・部落費はいっさい徴収せず、「赤い羽根」も、郷費で支払われている。いやさきほどの甘夏柑にしても、表面は本軒一戸当たり五、〇〇〇円の出資となっているが、実は郷が全額肩がわりをしている。これに対して

本軒の賦役には、かつては農道や海岸の整備、郷有林の手入、校庭の除草などがあった。そしてこれらの出不足には、規定の額を出さなくてはならなかった。しかしこんにちでは、これらは大きく雇用労働力に代わって、賦役としては祭礼の出役ぐらいのものである。すなわち小串神社の定例祭であって、旧六月十五日の祇園祭、旧十月十五日の道真公がそれである。このときにはみこしや太鼓が繰りだされ、これにともなう労働力と出費とが、本軒に課せられる。しかし本軒としては、負担よりも利益のほうが大きい。積立てられるけれども、年度末には分配金さえ計算される。それで隠居家でも、なかなか内軒になろうとしないのが現状である。

ただこうした郷の運営のなかで、"nuclear group"の役割を果すのは、やはり漁民集団＝仏教徒である小串部落ということになってくる。これに対して上小串や大浦を"peripherial group", "outsiders"あるいは"newcomers"とその呼びかたは自由であろうが、要するに小串部落民とのあいだには、ある程度「壁」のあることは否定できない。とくに信仰に発する違和感は、これを随所にみることができる。裏からすれば、そうした違和感を前提としながら、郷はなおその統合を維持していこうとする。そこに小串郷の特色があるともいえる。たとえばいま述べた小串神社であるが、その宮総代は小串部落の氏子に限られる。また立串郷では、郷社・乙姫神社の祭礼には御神幸がなされるが、この行列も上立串には回らない。もっともリクリエーションとして、カトリックやキリシタンの人たちが参加するのをこばむものではない。

なおこうした違和感は、よそと同じように、仏教徒と神道者とのあいだにはほとんどない。立串部落の半数は、神道祭をおこなっているが、盆と正月には、神職は神道者・仏教徒を問わずに、一軒一軒まわってあるく。小串部落に

も少数の神道者はいるが、これも同様である。それは別として、“nuclear group”との違和感は、観察するかぎり、キリシタンよりもカトリックのほうが大きい。たとえばキリシタンでも、七五三や祭礼のときには、宮詣りをする。けれども誕生のときだけは、別の儀式（洗礼）がおこなわれるという。また葬儀のときも神職の参加には一定の限界がある、といわれる。しかし墓場は、仏教徒と神道者とは一緒になっても、カトリックは、まったくの別墓である。小串郷では、郷としての霊柩車を持っているが、カトリックは、土葬のためこれが不要である。それで別に葬儀用の張幕をつくってやったとのことである。

思えばカトリック・キリシタン両信徒とも、かれらはその原住地をほぼ等しくし、また渡島後も同じ道を歩んだことが想定される。土俗化したかれらの信仰が、はたして原住地から持込まれたものなのか、それとも渡島後の風土化によるものか、はあきらかでない。しかし似たような形のものであったことは、想像にかたくない。にもかかわらず明治以降、カトリック教徒は、ローマ教会を含む外部の指導・援助のもとに、世界宗教として純化の方向をたどった。これに対してキリシタンは、いぜんとして旧幕時代とおそらく同じと思われる信仰形態をたもっている。すなわち、一方では教会を通じての組織化が進行するのに対して、他方は、おそらく横の連絡さえも欠いている。また信仰上のリーダーにしても、その後継者はほとんど絶望状態だといわれる。上小串の某氏によると、かれの青年時代、つまり終戦のころまでは、キリシタン固有の儀礼もおこなわれたし、また葬儀のさいには「経消し」のとなえごともなされた。日繰帳もたしかにあった。しかし日繰帳には、肥料を扱ってはならない日などが決められており、青年たちのなかからは、「これでは農業の経営上、困る」という声があがった。以来、日繰帳は開店休業というか、実はその所在

さえ判明しないという。オラシオのできる者も二、三名にすぎないといわれる。これを「世俗化」（“secularization”）の一語で要約するのは問題であろうが、少なくてもキリシタンには、郷体制に接近する因子はあるように思われる。もっともそうした接近が、族制にどのような変容をもたらすか。これははるかなる課題としなくてはならない。

—四八・一〇—